

令和2年(ネ)第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件
 控訴人 與那覇 健蔵 外
 被控訴人 東京都

証 拠 説 明 書 (甲98)

令和3年12月 日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 只 野 靖

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考	
98	鑑定意見書 (3)	原	2021(令和3)年12月22日	早稲田大学大学院法務研究科教授岡田正則	被控訴人の令和3年10月26日付け準備書面(3)での反論に対する、岡田教授による鑑定意見の補足の内容等。 最高裁判決の射程、運用指針、他の都市施設の計画との調整についての東京都主張の誤りについて。 河川整備計画及び流域水害対策計画(案)のいずれにも本件調節池に関する具体的な定めがないことの問題点。 河川整備計画と流域水害対策計画によって、上流部の河床掘削計画と、下流部の調節池とを一体として定めなければならないこと等。	